様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃやまぜん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社山善  （ふりがな）きしだ　こうじ  （法人の場合）代表者の氏名 岸田　貢司  住所　〒550-8660  大阪府 大阪市西区 立売堀２丁目３番１６号  法人番号　1120001049040  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　YAMAZEN 統合報告書 2024  ②　新中期経営計画　PROACTIVE YAMAZEN 2027 | | 公表日 | ①　2024年10月21日  ②　2025年 5月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/archives/001/integrated\_report\_j\_2024\_1.pdf  　ＤＸ戦略　P.27  ②　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/ir/plan.html  　戦略ポイントに沿った機構改革　P.21 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、ＤＸ＝イノベーションと捉え、デジタルを活用した顧客接点の強化、新商品や新サービスの提供と、そこから得られた「知」をリアルな人財につなげ、新たな付加価値を創出するデジタル融合戦略（ＤＸ戦略）を進めています。  ②　ＩＣＴ本部  ・「守りのIT」でシステムの安定稼働  ・「攻めのIT」で事業拡大を推進  ・IT投資の効果を最大限に引き出す  ・グループITガバナンスの強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　「YAMAZEN 統合報告書\_2024」は当社の所定稟議手続きに基づき、取締役会で報告した上で公表  ②　「新中期経営計画」は当社の所定稟議手続きに基づき、取締役会で報告した上で公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　YAMAZEN 統合報告書 2024  ②　新中期経営計画　PROACTIVE YAMAZEN 2027 | | 公表日 | ①　2024年10月21日  ②　2025年 5月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/archives/001/integrated\_report\_j\_2024\_1.pdf  　DX戦略施策の進捗状況　P.27  ②　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/ir/plan.html  　機能戦略の主要施策－ＤＸ戦略　P.31 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略施策の進捗状況  ・デジタルガバナンスコード への準拠  ・アジャイル型 開発プラットフォームの導入  ・DX人財定義と育成  ・データ分析定着化  ・クラウドストレージの導入  ・基幹システムの刷新  ・新サービス（ゲンバト）の 提供開始  ②　機能戦略の主要施策－ＤＸ戦略  ・顧客サービス向上につながる接点強化と高付加価値業務へのシフト  ・社内データベースを活用した営業力・デリバリー力の強化、デジタルマーケティングによる提案力向上  ・新規事業創出のためのコミュニケーション環境構築 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　「YAMAZEN 統合報告書\_2024」は当社の所定稟議手続きに基づき、取締役会で報告した上で公表  ②　「新中期経営計画」は当社の所定稟議手続きに基づき、取締役会で報告した上で公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　新中期経営計画　PROACTIVE YAMAZEN 2027  　戦略ポイントに沿った機構改革　P.21  ①　YAMAZEN 統合報告書 2024  　ＤＸ戦略　P.27 | | 記載内容抜粋 | ②　2025年4月１日付で、ICT本部と海外事業部を新設  ICT本部（Information and Communication Technology）  ICT本部傘下にD&A（Data Analytics and AI）部を新設 社内データ分析に基づき意思決定するデータマーケティングで新ビジネス創出を加速  ①　＜DX推進に向けた組織・人財づくり＞  DX戦略を実行し、データを有効活用し、当社の競争優位を獲得するためには、着実なデジタル化（ガバナンス）の進展と、アイデアが生まれてくるような人財・マネジメント（デジタルネイティブ）の環境づくりが要諦と考えています。全社員のデジタルの民主化・標準化を実現し、世の中の変化に合わせて対処法を生み出し、アイデアを持ち寄ることができる状態にすることが具体的な目標です。  ＜DX戦略推進に向けた体制、デジタル人財の確保と育成＞  1. 専任組織の組成  ビジネスとITシステムを一体的に捉えるファンクショナルな組織として、2021年４月１日付で営業本部に「DX戦略部」を設立しました。  2 .データ利活用スキルのボトムアップ  「DX戦略部」を起点に、実際のDX推進を担う「ビジネスリーダー」や、変化の兆候に素早く気づき、率先して現場に打ち手を促す「アナリストリーダー（シチズンデータサイエンティスト）」など、内部基準を定めつつDX人財の育成に着手しています。  ＜DX戦略施策の進捗状況＞  DX戦略推進に向けた体制　デジタル人財の確保と育成  ・DX人財定義と育成　山善グループとしてDX推進スキル標準（DSS-P）に準拠したDX人財を定義し、事業部門と連携してDX人財候補の選定及び育成を実施しました。  ・データ分析定着化　YDP（Yamazen Data Platform）をベースとしてアナリストリーダー（シチズンデータサイエンティスト）を養成し、各事業部で自律的にデータ利活用できる教育プログラムを実施しました。  ＜指標と目標＞  当社は、各DX戦略に基づき、既存事業は工数とコストの削減、新規事業は事業の拡大を中心としたKPIを設定しています。  データアナリスト人財 　10名 （2024年度末） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　YAMAZEN 統合報告書 2024  　ＤＸ戦略　P.27  ②　新中期経営計画　PROACTIVE YAMAZEN 2027  　戦略ポイントに沿った機構改革　P.21 | | 記載内容抜粋 | ①　■ＤＸ戦略方法論確立  1 デジタルガバナンス・コードへの準拠  企業価値向上に向け実践すべき事柄を着実に進展させてい くために、事業戦略や投資マネジメントプロセスを「デジタル ガバナンス」観点で再定義し、客観的な評価（ＤＸ認定）を受けました。これをさらに社内展開・浸透させていくことで、ブラッシュアップしていきます。  2 ＰｏＣ、アジャイル型開発の促進  アジリティ（俊敏さ）が変化対応の要と考え、トライ＆エラーで、新しいチャレンジをしていくようなアジャイル型の進め方（方法論）の整備を進めています。具体的にはローコード／ノーコードツール活用による市民開発レベルで業務を変革していく（自立的にデジタル化を推進する）取組みを始めています。  ②　ＩＣＴ本部傘下にＤ＆Ａ（Data Analytics and AI）部を新設 社内データ分析に基づき意思決定するデータマーケティングで新ビジネス創出を加速。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　新中期経営計画　PROACTIVE YAMAZEN 2027  ②　YAMAZEN 統合報告書 2024 | | 公表日 | ①　2025年 5月14日  ②　2024年10月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/ir/plan.html  　キャッシュ・アロケーション評価　P.12  ②　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/archives/001/integrated\_report\_j\_2024\_1.pdf  　ＤＸ戦略　P.27 | | 記載内容抜粋 | ①　キャッシュ・アロケーション評価  ＤＸ/システム投資 100億円に対し、108.3億円の実績。  ②　指標と目標  ①データに基づく 意思決定  1.業務の標準化・ 集約化によるコスト削減  　間接コスト圧縮効果　約12億円 （2017年度比）  ②データに基づいたマーケティングで、新たなビジネスを創出  1. 売上の拡大  eビジネス関連取扱高　130％アップ  ＳＫＵ数の拡大 　130%アップ  2. 利益率向上  営業利益率 　3.5％  3. 新サービス件数 新規顧客開拓数  新サービスＰoＣ件数 　10件  会員社数　5,000社  サービス利用件数　4,000件  上記を実現するための 経営資源  1. 投資額　新規デジタル投資額　100億円  人財　　データアナリスト人財　10名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 5月30日  ②　2025年 5月14日  ③　2021年 7月27日  ④　2023年10月31日 | | 発信方法 | ①　当社HP（社長メッセージ）  　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/about/message.html  　社長メッセージ  ②　新中期経営計画　PROACTIVE YAMAZEN 2027  　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/ir/plan.html  　機能戦略の主要施策　P.31  ③　山善のDXへの取り組みについて  　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/news/entry-1649.html  　山善のDXへの取り組みについて  ④　YAMAZEN 統合報告書 2023  　当社ホームページ上で公表  　https://www.yamazen.co.jp/archives/001/integrated\_report\_j\_2023\_1.pdf  　ＣＥＯメッセージ　P.5 | | 発信内容 | ①　2025年４月にスタートした３カ年中期経営計画「PROACTIVE YAMAZEN 2027」では、５つの戦略ポイント（価値創造の深化/グローバル展開の加速/営業活動の高度化/経営基盤の強化/サステナビリティ経営の強化）を主軸に各事業の成長を目指してまいります。  ②　機能戦略の主要施策　④経営基盤の強化　ＤＸ戦略  ・顧客サービス向上につながる接点強化と高付加価値業務へのシフト  ・社内データベースを活用した営業力・デリバリー力の強化、デジタルマーケティングによる提案力向上  ・新規事業創出のためのコミュニケーション環境構築  ③　今後当社は、「DX戦略基本方針」に基づき、DX戦略部の設置、基幹システムの刷新などのDXへの取り組みを強化しながら、DX戦略推進に向けた体制・環境整備に注力してまいります。ビジネスモデルの方向性として、トレーディング・エンジニアリング・メーカーの3機能を「ユーザー密着」「トランスフォーム」「デジタル融合」の3戦略視点によって独自かつ最適に組み合わせ、顧客価値を最大化することによって未来をつくり続ける商社を目指します。中でも、「デジタル融合」によって、ユーザーやメーカーのトレンドの変化をデータで把握し、リソース（ヒト・モノ・カネ・情報など）を機動的に投下してまいります。その結果、現場のセールスに情報や気づきを与え、山善の組織知を発揮できるように進めてまいります。  ④　2030年の世界観から重要課題を特定しました。「グリーンビジネスの拡大」「デジタル化による顧客価値の最大化」「持続可能な調達・供給の実現」「働きがいのある職場の実現」「透明性のあるガバナンス体制の確立」の５つです。この重要課題を解決すべく、全社戦略として、「人財マネジメント」「ＤＸデジタルトランスフォーメーション」「グリーン」「物流」に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 9月頃　～　2025年 4月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 1月頃　～　2025年 1月頃 | | 実施内容 | ■情報セキュリティ対策  「情報セキュリティ基本方針」の下、「情報システム管理規程」や「情報セキュリティ管理規定」等のセキュリティに関するルールを定め、CIOを委員長とする、情報セキュリティ委員会を中心に、各種セキュリティ対策の徹底と定期的な社員教育を実施  ■ セキュリティ監査及び継続的な改善  年に1回内部監査を実施。監査対象は、情報システム部とその他1部門で、その他1部門は毎年リスクを踏まえて決めている  ■セキュリティに関する事故・違反  過去1年間、情報セキュリティに関する重大事故・違反は発生していない  ■情報処理安全確保支援士（登録セキスぺ、登録情報セキュリティスペシャリスト）の人数：2名  また、グループ会社全体に「グローバル情報セキュリティ基準」としてガイドラインを提示。基準に則り、各社のセルフチェックも実施済。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。